

南アフリカ、エスワティニ、レソトにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】新型コロナウイルス情報（エスワティニ、レソト：コロナ関連規制・出入国情報）2021年12月24日現在

【本文】

1 エスワティニ

（1）エスワティニ政府の対応

エスワティニ政府は、国家緊急事態を発出し、災害マネジメント法第29条を発動し各種対策を実施しており、10月16日から「調整されたレベル1」（全5段階）の規制に引き下げています（12月10日に更に緩和）。主な措置の概要は以下のとおりです。なお、エスワティニへの外国人の出入国は可能となっています。なお、規制の詳細は以下をご覧ください。

<http://www.gov.sz/images/CabinetMinisters/PM-Statement-10-December-2021-Final.pdf>

【「調整されたレベル1」における規制の主要点】

- ・ 72時間以内のCOVID-19陰性証明書があれば、観光客を含む出入国は可能。
- ・ 外出禁止令の廃止
- ・ ほとんどのビジネスは、予め許可された営業時間内での営業を許可。ただし、ディスコ及びナイトクラブは引き続き営業禁止。
- ・ エンターテイメントは、広場に限定して開催可。

上記の規制に違反した場合、関係機関における営業禁止処分などが通商・産業・貿易省から科される。その他の事項については、規制レベル2に準ずる。

在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、エスワティニ政府新型コロナウイルスホットライン（電話番号+268 7943 6585）に連絡するとともに、当館にも連絡していただきますようお願いいたします。

（2）日本政府の対応

ア 昨年6月5日、日本政府は、エスワティニの感染症危険情報レベルを「レベル3（渡航中止勧告）」に引き上げました。これは、1万人あたりの感染者数を含む様々な状況を総合的に勘案して新たに18か国の感染症危険情報レベルを「レベル3」に引き上げたことの一環です（下記、外務省海外安全ホームページをリンク参照）。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0605.html> （感染症危険情報）

イ エスワティニへの入国

●エスワティニは、ロックダウン規制引き下げに伴い、日本人の方で90日以内の観光等目的の場合はビザ免除での入国が可能となりました。ただし、72時間以内のPCR検査の陰性証明書の携行が必要です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsposhazardinfo_281.html#ad-image-0

ウ エスワティニから日本への入国

●エスワティニから日本への入国者は、入国時に、レソト出国前72時間以内の検査証明書（PCR検査陰性証明書）の提示が必要です。

●日本政府は、今般新たに南ア等で確認された新たな変異株（B.1.1.529系統の変異株）について、11月26日より「水際対策上特に対応すべき変異株」に指定した上で、エスワティニを含む6か国（南ア、レソトを含む）を「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定



在南アフリカ共和国日本国大使館

Embassy of Japan in South Africa

しました。これを受け、11月27日から、上記の国々から日本への全ての入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所での10日間の待機及び入国後3日目、6日目及び10日目の検査を受けていただくこととなりました。また、待機場所を退所後、入国後14日間の残りの期間の自宅等での待機も必要です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1224_20.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/000857061.pdf> (対象外)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000851998.pdf> (対象外)

2 レソト

(1) レソト政府の対応

昨年3月レソト政府は国家緊急事態宣言を発出し、各種対策を強化しています。さらに同政府は、昨年3月29日深夜(30日)から規制を開始し、昨年7月20日よりリスク別の色識別による5段階の規制措置を導入しました。現在(10月10日現在)は、「ブルー・レベル」(全5段階中第2段階)となっています。

主な措置の概要は以下のとおりです。なお、レソトへの外国人の出入国は可能となっています。

なお、規制の詳細は以下をご覧ください。

<https://twitter.com/nacosec/status/1447270016290852865>

【「ブルー・レベル」における規制の主要点】

- ・72時間以内のCOVID-19陰性証明書があれば、観光客を含む出入国は可能。
- ・外出禁止時間は午前0時～早朝4時まで。
- ・レストランは、屋内収容率50%、22時まで営業可
- ・酒類販売は、月曜日から日曜日の間、商業許可証に基づく時間内で可(閉店は一律22時)。
- ・ID及びワクチン接種証明書の提示を条件に、一定条件下でスポーツ観戦、屋外イベント等が可能。

【その他】

兆候・症状が出た場合は、以下のホットラインまたは防疫官の連絡先まで報告してください。

●80093030

●Dr. 'Makhoase Ranyali, Director Disease Control Department@+266-5884-4544、

●IHR NFP(当館注: International Health Regulations National Focal Point)@+266-5885-2916

【重要】レソト政府と南ア政府は、レソト市民の南ア(ブルームフォンテンなどの病院)での受診につき協議を行い、治療が行えるようにクイーン・マモハト記念病院(Queen Mamohato Memorial Hospital)に相談するよう案内しています。

○クイーン・マモハト記念病院の電話番号: +266-2222-0000

在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、上記ホットラインに連絡するとともに、当館にも連絡していただきますようお願いいたします。

(2) 日本政府の対応

ア 昨年8月26日、日本政府は、レソトの感染症危険情報レベルを「レベル3(渡航中止勧告)」に引き上げました。これは、1万人あたりの感染者数を含む様々な状況を総合的に勘案して、新たに11ヶ国の感染症危険レベルを「レベル3(渡航中止勧告)」に引き上げたことの一環です(下記外務省海外安全ホームページのリンク参照)。この感染症危険情報レベルの引き上げを受け、8月30日から、検疫強化等(PCR検査の実施等)を含む、水際措置が講じられています。



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0826.html>

(感染症危険情報)

イ レソトへの入国

●レソトでは、ロックダウン規制引き下げに伴い、日本人の方で 90 日以内の観光等目的の場合はビザ免除での入国が可能となりました。ただし、72 時間以内の PCR 検査の陰性証明書の携行が必要です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_130.html#ad-image-0

ウ レソトから日本への入国

●レソトから日本への入国者は、入国時に、レソト出国前 72 時間以内の検査証明書（PCR 検査陰性証明書）の提示が必要です。

●日本政府は、今般新たに南ア等で確認された新たな変異株（B.1.1.529 系統の変異株）について、11月26日より「水際対策上特に対応すべき変異株」に指定した上で、レソトを含む6か国（南ア、エスワティニを含む）を「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定しました。これを受け、11月27日から、上記の国々から日本への全ての入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所での10日間の待機及び入国後3日目、6日目及び10日目の検査を受けていただくこととなりました。また、待機場所を退所後、入国後14日間の残りの期間の自宅等での待機も必要です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1224_20.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/000857061.pdf> (対象外)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000851998.pdf> (対象外)

3 当館領事窓口について

現在、南アはロックダウン期間中ですが、当館は引き続き領事業務を行っています。当館領事窓口に来館される際には、三密を回避するために事前にご連絡をお願いします。

*メール：consul@pr.mofa.go.jp

*電話：+27 12 452 1500

なお、戸籍の出生届等早急に届出を必要とするものは郵送でも可能ですのでご連絡ください。

4 引き続き、以下の点に留意し、日頃から感染症の感染予防に努めてください。

- * 急激にウイルスに感染したとみられる方との接触を避けて下さい。
- * 頻繁な手洗い、可能であればアルコール手指消毒剤も使用してください。
- * 咳やくしゃみなどの症状がある場合は咳エチケットを行ってください。

参考

●日本厚生労働省の水際対策に関わる新たな措置

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

●日本外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●当館 HP

・新型コロナウイルス関連情報

https://www.za.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19.html

・Q&A

<https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100058671.pdf>



在南アフリカ共和国日本国大使館
Embassy of Japan in South Africa

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※南ア、レソト、エスワティニ政府が所管する情報は予告なく変更されたりする場合がありますので、政府の公式なホームページ等より最新の情報入手に努めてください。

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP : http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住 所 : 259 Baines St、Cnr Frans Oerder St、Groenkloof、Pretoria

電 話 : +27 12 452 1500 領事・警備

メール : consul@pr.mofa.go.jp
